

加西市監査公表第7号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成22年12月1日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成23年1月26日

加西市監査委員 小 谷 融  
加西市監査委員 桜 井 光 男

## 第1 請求の要旨

平成22年12月1日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

加西市は（以下「市」という。）は、加西市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）に対し、平成21年9月1日から加西市健康福祉会館（以下「福祉会館」という。）1階福祉ギャラリーの一部45㎡を、連合会の事務局として、無償で貸し付けている。また、その物件に付属する水道の使用料を徴収していない。

市長は、連合会と協議し、福祉会館及び水道に係る適正な使用料を請求すべきである。

## 第2 請求の受理

平成22年12月1日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下、「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、12月15日付けでこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査の実施方法

#### (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成22年12月24日に、追加書類の提出及び陳述の機会を与えた。

#### (2) 監査対象部局

市民福祉部社会福祉課、長寿介護課とし、説明聴取及び関係書類の調査を行った。

#### (3) 調査の方法

請求人から添付された事実証明書、請求人の陳述を検討するとともに、関係書類等の照合及び平成22年12月24日に関係職員等からの事情聴取を行った。

### 2 監査の期間

平成22年12月16日から平成23年1月24日まで

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) 連合会に対する行政財産の使用許可

市が連合会に対し、福祉会館を連合会の事務局として使用許可した経緯は次のとおりである。

- ① 市は、連合会に対し、平成15年4月1日から平成21年8月20日の間、「建物使用貸借契約書」を締結し、北条町横尾1丁目1番地、旧区画整理組合事務所の一部（延床面積262.72㎡の内、1階会議室45㎡。以下「旧事務所」という。）を、事務局として使用することを許可した。同契約書において、使用料は免除し、電気・ガス・水道・下水道の使用料は連合会が負担することとされていた。
  - ② 連合会から、かねてより、旧事務所は各種会合等の利用に係る便が悪いとして、福祉会館への移転の要望が出されていた。しかし、市においては、事務室に相応しい場所の確保・調整が進まなかった。その後、平成21年に、市は、福祉会館の展示スペースに設けていた障害者支援センターを市役所に移転させ、同スペースに連合会の事務局を移転させることとした。
  - ③ これを受け、連合会から平成21年9月1日付けで「行政財産使用許可申請書（福祉会館 福祉ギャラリーの一部45㎡、使用期間平成21年9月1日から平成22年3月31日まで）」が提出された。
  - ④ 市は、同日付けで福祉会館の使用を許可した。さらに、契約期限終了前の平成22年3月11日付けで連合会より、使用期間更新のための「行政財産使用許可申請書」が提出された。市は、平成22年4月1日付け「行政財産使用許可書」において、引き続き、平成23年3月31日までの間、福祉会館の使用を許可している。同使用許可書では、使用料は免除し、光熱費等の使用料は連合会が負担することとされている。
- (2) 連合会に対する使用料の免除等

イ. 使用料の免除

市は、行政財産の使用許可に関する使用料条例（以下「条例」という。）第4条第4号「市長が特に必要があると認めるとき」を適用し、福祉会館の使用料を免除している。市長が特に必要と認める理由は次のとおりである。

- ① 連合会の事務局を福祉会館に設置することにより、高齢者の交流・活動の拠点として福祉会館の有効活用にもつながり、高齢者の健康と福祉の向上のために有意義であること。
- ② 地方公共団体は、老人福祉法第13条第2項の規定により、老人の福祉を増進することを目的とする事業の進行を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないこと。

ロ. 光熱費等に係る使用料の徴収

市は、光熱水費の使用料については、連合会から徴収することとし、行政財産使用許可書において「連合会は、光熱費等の使用料を負担しなければならない」としている。

この契約に従い電気の使用料は連合会が負担している。しかし、水道の使用料については、次のことから徴収していない。

- ① 福社会館では浴場を運営しており、水道の使用料は全館一括請求であるのに加え、使用量に応じた累進料金となっていることから、単純に負担を求めることは不適切であり、また適当な按分方法が見出せなかったこと。
- ② 連合会の専従職員は1名（当初は2名の原則半日勤務、現在は1名となっている）で、実際の使用量は全体の水道使用量の中で無視できる範囲と考えられたこと。
- ③ 電気料金については、連合会の使用量によるものではなく、浴場に係る給湯器及び循環ポンプの電気料金を含む会館全体の電気料金を連合会の使用面積按分で求めることで、現実的には連合会の使用量以上の過大な負担を求めることとなっている。これにより、積算の困難な上下水道料金を包括して徴収したものと解してもよいと判断したこと。

## 2 監査委員の判断

請求人の主張に対する判断は以下のとおりである。

### (1) 使用料の免除について

連合会は、「会員相互間の親睦と単位老人クラブの連絡調整を図り、老人福祉を増進するとともに地域社会に寄与すること」を目的として設置された団体である。また、その活動は、地域コミュニティづくりの推進に大きく係わることから、多数の者が利用する福社会館に事務局を設置したものである。

したがって、市が、条例第4条第4号を適用し、連合会に対し、福社会館の使用料を免除していることについて、違法または不当とする事由は認められない。

### (2) 水道に係る使用料の徴収について

次のことを考慮すれば、市は、連合会から水道の使用料を徴収することが適当と認められる。

- ① 平成21年9月1日付け決裁書「行政財産（健康福社会館）の使用許可について」によると、福社会館の使用許可に際し、水道に係る使用料の徴収を前提としていたこと。
- ② 旧事務所の使用許可に際しても、水道の使用料を徴収していたこと。
- ③ 職員1名で使用は少量であるが、使用の実態があること。

## 第5 結論

### 1 使用料の免除について

連合会に対し福社会館の使用料を免除していることについては、上記第4・2(1)のとおり、請求人の主張に理由がなく、措置の必要性を認めない。

## 2 水道に係る使用料の徴収について

連合会に対し水道の使用料を免除していることについては、上記第4・2（2）のとおり、請求人の主張に理由があると認められる。

市長は、浴場に係る水道の使用量を除いた料金を連合会の使用面積により按分する等の合理的な方法で連合会が負担すべき使用料を算出し、平成23年3月31日までに、連合会に対して、平成21年9月以降の水道に係る使用料の支払を求める措置を講じられるよう勧告する。